

令和2年10月 坂井市農業委員会 定例総会議事録

1. 開催日時 令和2年10月26日(月) 午後2時30分

2. 開催場所 東十郷コミュニティセンター 2階 視聴覚室

3. 出席委員 18名(番号は議席番号)

1番 本田 雄揮	2番 高山 重則	3番 加藤 昭治
4番 (欠員)	5番 清兼 義靖	6番 飛田 俊朗
7番 濱中 憲雄	8番 三寺 總左エ門	9番 南出 直美
10番 大川 勝利	11番 西端 勲	12番 岡田 幸夫
13番 伊藤 宏実	14番 藤田 一元	15番 田中 正信
16番 中垣内 勇夫	17番 西端 和雄(遅参)	18番 伊藤 勉
19番 森 勝義		

4. 欠席委員 0名

5. 出席者

(農業委員会事務局)

局長 池本 成輝

書記 上野 貴史

(農業振興課)

主事 小林 勇成

次長 西出 政男

書記 伊藤 正則

書記 小林 一裕

6. 提出議案

議案第32号 農地の競売(公売)参加に係る買受適格証明願の意見審議について

議案第33号 農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について

議案第34号 農地法第4条の規定による許可申請の意見審議について

議案第35号 農地法第5条の規定による許可申請の意見審議について

議案第36号 非農地証明について

議案第37号 農用地利用集積計画の決定について

議案第38号 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画(案)に対する意見審議について

報告第7号 地目変更(畑地転換)届出の報告について

7. 議事録署名人

5番 清兼 義靖

6番 飛田 俊朗

事務局長	<p>令和2年10月坂井市農業委員会総会を開会させていただきます。17番西端和雄委員から遅参の届出が出ています。只今の出席委員数は17名です。よって、本会議は委員の過半数にご出席いただいておりますので、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、会議が成立しておりますことをご報告申し上げます。</p> <p>また、総会の議事録作成の都合上、委員の皆様方がご発言される場合には議席番号と氏名をおっしゃってからご発言をお願いいたします。それでは、森会長がご挨拶申し上げます。</p>
森会長	<会長挨拶>
事務局長	<p>それでは、会議の議長でございますが、坂井市農業委員会会議規則第5条によりまして、会長が議長を務めることとなっておりますので、森会長をお願いいたします。</p>
議長	<p>はじめに議事録署名人の指名を行います。議事録署名人に5番清兼義靖委員、6番飛田俊朗委員を指名いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議案第32号「農地の競売参加に係る買受適格証明願の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><説明> 議案第32号「農地の公売参加に係る買受適格証明願の意見審議について」をご説明させていただきます。</p> <p>こちらは、県の合同公売により行われるために出てきた申請になります。公売の期日は11月20日、売却決定は11月27日になっています。それでは説明に入ります。</p> <p>整理番号3番、出願人は坂井町長屋〇〇さん、経営面積が174アール、申請地は坂井町長屋64字、田、2筆の合計面積1,800㎡です。</p> <p>続きまして、整理番号4番、出願人は春江町針原(株)片岡農園です。経営面積は1,356アール、申請地は春江町針原12字、田、795㎡です。</p> <p>以上2件について、ご審議をお願いいたします。</p>
議長	<p>この件について、皆様のご意見を伺います。</p> <p>ご意見、ございませんか。</p>
議長	<p>意見が無いと認めます。</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>議案第32号は、原案のとおり承認してよろしいでしょうか。</p>
委員	<各委員> 異議なしの声
議長	<p>異議がないと認めます。</p> <p>議案第32号「農地の競売(公売)参加に係る買受適格証明願の意見審議について」は原案のとおり承認いたしました。</p> <p>次に、議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p><説明> では、議案第33号「農地法第3条の規定による許可申請の意見審議について」をご説明させていただきます。</p> <p>整理番号32番、申請地は丸岡町宇随6字、畑、376㎡です。譲渡人は愛知県豊田市〇〇さんです。譲受人は丸岡町宇随〇〇さんに売買により所有権移転するものです。許可後の経営面積は73アールです。</p> <p>整理番号33番、申請地は坂井町東荒井33字、田、1,930㎡です。譲渡人は坂井町東荒井〇〇さんから譲受人坂井町東荒井〇〇さんに贈与により所有権移転するものです。許可後の経営面積は3,385アールです。</p>

整理番号 34 番、申請地は坂井町宮領 22 字、田、2,053 m²です。譲渡人は坂井町上関 ○○さんから譲受人 坂井町宮領 ○○さんに売買により所有権移転をするものです。許可後の経営面積は 133 アールです。
以上 3 件につきまして、ご審議をお願いいたします。

議 長 それではご意見を伺います。
ご意見、ございませんか。

議 長 無ければ、お諮りいたします。
議案第 33 号は、許可することに決定してよろしいでしょうか。

委 員 <各委員> 異議なしの声

議 長 異議がないと認めます。
議案第 33 号「農地法第 3 条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに決定いたしました。

次に、議案第 34 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局 <説 明> それでは、議案第 34 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見審議について」、今月は 1 件です。

整理番号 44 番、申請者は三国町西今市 ○○さんです。場所は三国町西今市 14 字、地目田、面積 8,367 m²のうち 585 m²を、ご自身の農舎乾燥施設を建築する目的で転用するものです。経営規模は約 11ha です。

以上、ご審議の程をお願いいたします。

議 長 この案件につきまして、現地確認をおこなっておりますので、その報告をお願いします。整理番号 44 番を 18 番 伊藤勉職務代理人、お願いします。

伊藤勉職務代理人 18 番、伊藤です。整理番号 44 番、申請地は三国町西今市の○○さん所有の農地、8,367 m²のうち 585 m²で、転用の計画内容は農舎と乾燥施設の建築です。現在、2 基の乾燥機はありますが、老朽化が目立つことから 1 基増設となっております。また、転用敷地の排水については、北側の県道側溝に排水する計画でした。また、後程報告があります 175 m²の畑地転換の届出（育苗施設整備）とも関連のある案件です。以上のことから、特に問題はないかと判断いたしましたので、よろしくご審議をお願いいたします。

議 長 続きまして、地元委員のご意見を伺います。整理番号 44 番を 14 番 藤田委員お願いします。

藤田委員 14 番 藤田です。整理番号 44 番につきましては、先程の事務局の説明並びに現地確認いただきました伊藤職務代理人のご説明のとおりでございます。何ら問題はないと思いますので、よろしくお願い申し上げます。

議 長 それでは、皆様のご意見を伺います。
ご意見ございませんでしょうか。

議 長 なければ、お諮りをいたします。
議案第 34 号は許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。

委 員 <各委員> 異議なしの声

議 長 異議がないと認めます。
議案第 34 号「農地法第 4 条の規定による許可申請の意見審議について」は許可することに意見決定いたしました。

次に、議案第 35 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

<説明> それでは、議案第 35 号、農地法第 5 条の規定によります許可申請の意見審議について、今月、8 件ございます。

整理番号 45 番、所有権移転の案件です。譲受人は春江町江留下高道 ○○さん、○○さん、譲渡人は春江町中筋 ○○さん。場所は春江町中筋春日、登記地目田、現況畑、面積 265 ㎡です。目的は住宅建築です。

続いて、整理番号 46 番、所有権移転の案件です。譲受人は福井市新田塚 2 丁目 (株)クライム、譲渡人は福井市栄町 ○○さん他 2 名です。場所は丸岡町北横地 1 字、4 筆、合計面積 606 ㎡を(株)クライムの駐車場として整備するものです。(現地確認時の加藤委員からの指示により図面の変更ありの説明を行う。)

続いて、整理番号 47 番、所有権移転の案件です。譲受人は福井市宝永 4 丁目 (株)大澤宅地、譲渡人は丸岡町羽崎 ○○さん、成年後見人○○さんです。場所は丸岡町羽崎 29 字、2 筆、合計面積 687 ㎡のうち 48.09 ㎡です。目的は住宅造成関連で道路用地として転用を行うものです。

続いて、整理番号 48 番、使用貸借権設定の案件でございます。借人は福井市上森田 ○○さん、貸人はあわら市横垣 ○○さんです。場所は丸岡町四ツ屋 6 字、面積 448 ㎡です。目的は住宅建築です。

続いて、整理番号 49 番、賃借権設定の案件でございます。借人は福井市中藤新保町 九頭龍砂利工業(株)、貸人は丸岡町安田新 ○○さんほか 7 名です。場所は丸岡町安田新 4 字ほか 11 筆、合計面積 17,085 ㎡です。目的は砂利採取で、一年間の一時転用を行うものです。

次に、整理番号 50 番、所有権移転の案件です。譲受人は三国町つつじが丘 ○○さん。譲渡人は三国町覚善 ○○さん。場所は三国町三国中央二丁目、畑、2 筆、合計面積 408 ㎡です。目的は住宅建築です。

続いて、整理番号 51 番、所有権移転の案件です。譲受人は三国町緑ヶ丘 四丁目 (株)西陣、譲渡人は福井市高木町 ○○さんほか 1 名です。場所は三国町三国東二丁目、7 筆の合計面積 2,335 ㎡で、宅地造成を計画しています。

最後、整理番号 52 番、所有権移転の案件です。譲受人は三国町川崎 (有)中嶋工務店、譲渡人は三国町竹松 ○○さんほか 1 名です。場所は三国町三国東二丁目、7 筆の合計面積 2,225 ㎡で、宅地造成を計画しています。

以上 8 件につきまして、ご審議の程をお願いいたします。

議長

この案件につきまして、現地確認を行っておりますので、その報告をお願いします。整理番号 45 番、46 番、48 番を 3 番 加藤委員、お願いします。

加藤委員

3 番、加藤です。整理番号 45 番、申請地は春江町中筋春日地係で、JR 春江駅より南東へ 260m に位置する用途地域内の第 3 種農地です。申請地の現況は北側・東側は市道、西側は駐車場、南側は宅地でした。北側の隅には上下水道の引き込みがありました。雨水は市道側溝へ接続する計画であるとのことでした。地目は速やかに宅地に変更することをお願いしてきました。これらのことより、これと言った問題は生じないと思われれますので、ご審議の程をお願いいたします。

次に整理番号 46 番、申請地は北横地地係で、磯部小学校より北東に 840 m に位置する第 3 種農地です。申請地の現況は西・東側は宅地、南側は市道、北側に排水路があります。北側排水路とは段差があり、L 型擁壁等を設置する計画でした。但し、駐車場はアスファルト舗装を施工しないため、駐車場からの砂利や雨水等が排水路へ入る恐れがあるため 5 cm の

段差を設けることをお願いしてきました。また、間詰コンクリートの施工延長が21mであることから10mおきにエラストイト（目地板）を設置することをお願いしてきました。申請者には地目を速やかに宅地に変更するよう指示し、事務局にも後日確認するようお願いしております。これらのことより、これと言った問題は生じないと思われまますので、ご審議の程をお願いいたします。

最後に整理番号48番、申請地は丸岡町四ツ屋地係で、春江東小学校より北東へ約520mに位置する第1種農地です。申請地の現況北側は宅地、西側は田、南側は排水路を挟み市道、東側は自己の水田です。西側・東側の水田の境界には既にL型擁壁が設置済みであります。上下水道の引き込みは完了しており、雨水は南側の排水路へ接続する計画でした。地目は速やかに宅地に変更する予定とのことでした。これと言った問題は生じないと思われまますので、ご審議の程をお願いいたします。以上です。

議 長

次に、整理番号47番と49番を2番 高山委員、お願いします。

高山委員

2番、高山です。整理番号47番の案件は、申請地の北側に宅地造成を計画する土地があり、当計画に必要な道路（幅員）を確保するための申請で、併せて隅切りも設ける計画です。また、南側の支障となる電柱は西側へ移設する計画です。以上のことから、当申請は適正と判断します。

次に、整理番号49番は砂利採取の申請です。九頭龍砂利工業㈱が施工し、申請地は3つの区画に分かれるなか大きな区画の進入路は当区画の南側に位置する区画に仮設道路を設ける計画です。また、沈殿池は掘削する区画ごとに設け、その後隣接する農業排水路へ排水する計画です。また、丸岡南中学校側の区画内10mは残土置き場としています。これまで当社はマナーを守って施工する業者ですので、今回も問題はないと思われまますので、よろしくお願いします。

議 長

次に、整理番号50番、51番を1番 本田委員、お願いします。

本田委員

1番、本田です。整理番号50番は住宅地内にある畑で、地境界にはブロックを入れ、雨水は前面の道路門型側溝へ流し、上下水道も完備されており、周辺農地への影響もないので、ご審議の程お願いいたします。

整理番号51番は宅地造成の案件です。雨水排水について、北側は新設、南側は既存の門型側溝へ流すとのことでした。申請地の東側には隣接して農地がありますが、具体的宅造の計画を持っていることから、周辺農地への影響はありませんので、ご審議の程お願いいたします。

議 長

次に、整理番号52番を18番 伊藤勉職務代理者、お願いします。

伊藤勉職務代理者

18番、伊藤です。整理番号52番の宅地造成による所有権移転の5条申請について報告いたします。申請地は三国町三国東地係で、周囲は住宅地になっており、用途区域内の第1種住居地域に指定されています。また、造成の計画では申請地中央部の南北方向にL型擁壁を布設して（造成の高低差が45cm程）区割りします。その理由につきましては、西側と東側には上下水道管が整備されたアスファルト道路の高さの差が45cm程あるためだそうです。以上の状況から特に問題はないと考えます。ご審議の程よろしくお願いします。

議 長

続きまして、地元委員のご意見を伺います。整理番号45番を15番 田中委員お願いします。

田中委員

15番、田中です。現地を確認されました加藤委員さんの報告のとおりで何ら問題はないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願いします。

議 長

次に、整理番号46番、48番、49番を19番 森が申し上げます。

森会長

整理番号 46 番の駐車場造成の件ですが、現地調査をされました加藤委員並びに事務局がおっしゃるとおりであり、接する道路は市道（幹線道路）ですので問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

次に、整理番号 48 番の住宅建築の件ですが、場所は四ツ屋地係で、接する道路は幹線道路沿いに建てられることから問題はないと思いますので、よろしくお願いします。

次に、整理番号 49 番の陸砂利採取の件ですが、近くに丸岡南中学校があることから、特に通学時間帯は十分に気を付けてくださいと話してあります。業者はこのことも十分承知しておりまして、それらも含めて地元と協議がなされているとのことでした。よろしくお願いします。

議 長

次に、整理番号 47 番を 16 番 中垣内委員お願いします。

中垣内委員

16 番、中垣内です。整理番号 47 番の件ですが、現地調査されました委員並びに事務局の説明のとおりでございます。周辺の農地には全く影響はありません。また、それと関連ですが北側の宅地造成により周囲の道路は拡幅され、青道（用水路）の位置が変更（移動）されていることから、業者へ変更（前後の関係）書類を作成し、書類を残すことを事務局から指導いただきたいです。

議 長

次に、整理番号 50 番を 3 番 加藤委員お願いします。

加藤委員

3 番 加藤です。先程の現地を確認された委員並びに事務局の説明のとおりでございます。周りは宅地になっています。何ら問題はないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願いします。

議 長

次に、整理番号 51 番及び 52 番を 12 番 岡田委員お願いします。

岡田委員

12 番、岡田です。整理番号 51 番、52 番ともに三国町三国東二丁目の宅地造成の案件ですが、現地確認をされました委員さん並びに事務局の説明のとおりで、何ら問題はないと思われまますので、ご審議の程よろしくお願いします。

議 長

それでは、皆様のご意見を伺いたいと思います。
ご意見ございませんか。

議 長

なければ、お諮りをいたします。
議案第 35 号は許可相当と認め、意見決定してよろしいでしょうか。

委 員

<各委員> 異議なしの声

議 長

異議がないと認めます。
議案第 35 号「農地法第 5 条の規定による許可申請の意見審議について」は許可相当と認め、意見決定いたしました。
次に、議案第 36 号「非農地証明について」を議題といたします。事務局の説明を求めます。

事務局

<説 明> 議案第 36 号「非農地証明について」、今月、7 件・9 筆ございます。

こちらの方は福井県森林整備計画の対象森林に編入し、森林環境保全直接支援事業の対象区域とするために、昨年の 7 月に、女形谷 2 件を出させていただいた件と同様でございます。それでは、場所の方ですが

整理番号 2 番、出願人は丸岡町野中山王 ○○さんです。場所は丸岡町野中山王 31 字、台帳地目畑、現況非農地、面積 95 m²です。

続いて整理番号 3 番、出願人は丸岡町野中山王 ○○さんです。場所は丸岡町野中山王 31 字、台帳地目畑、面積 92 m²です。

続いて整理番号4番、所有者は福井市高木中央二丁目〇〇さんです。場所は丸岡町野中山王31字、台帳地目畑、面積109㎡です。

続いて整理番号5番、所有者は石川県金沢市円光寺1丁目〇〇さんです。場所は丸岡町野中山王31字、2筆、合計面積270㎡です。

整理番号6番、出願人は丸岡町野中山王〇〇さん。場所は丸岡町野中山王31字、台帳地目畑、面積92㎡です。

整理番号7番、出願人は丸岡町野中山王〇〇さん。場所は丸岡町野中山王31字、台帳地目畑、面積52㎡です。

最後、整理番号8番、出願人は丸岡町野中山王〇〇さん。場所は丸岡町野中山王31字、2筆、合計面積293㎡です。

以上、7件につきましてご審議のほど、お願いいたします。

議 長

この案件につきましても現地確認を行っておりますので、その報告をお願いします。

整理番号2番から8番までを一括して2番 高山委員、お願いします。

高山委員

2番、高山です。非農地証明の現地確認には、案内役として地元の方で地境に詳しい方に案内してもらい見てまいりました。整理番号2番から8番までの申請地は山林の中にあり、大きな杉の木が境界で、点在する土地でした。そして、どの申請地も杉の木と雑木に覆われ、農地ではなく山林としての判断しか出来ない現状だったことを報告いたします。ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

続きまして、地元委員のご意見を伺います。

整理番号2番から8番までを一括して10番 大川委員、お願いします。

大川委員

10番、大川です。先程の高山委員の言われたとおり、森林組合の方が来られた時に説明を受けましたが、どの申請地も植林がされており、畑の作れる状態ではないと判断しておりますので、ご審議のほど、よろしくお願いいたします。

議 長

それでは、皆様のご意見を伺います。

ご意見、ございませんか。

議 長

なければ、お諮りします。

議案第36号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

委 員

<各委員> 異議なしの声

議 長

異議がないと認めます。

議案第36号「非農地証明について」は、原案のとおり承認いたしました。

次に、議案第37号「農用地利用集積計画の決定について」及び議案第38号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見審議について」の2議案は関連がございますので、一括して議題といたします。農業振興課の説明を求めます。

農業振興課

<説 明> 議案第37号「農用地利用集積計画の決定について」、併せて議案第38号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見審議について」、説明させていただきます。

今回、利用権設定を受ける者、借り手側は13名、設定をする者、いわゆる貸し手側は45名となっております。利用権設定面積は(1)賃貸借の部、田の新規計105筆、215,151㎡、田の更新が計2筆、6,863㎡、畑の新規計10筆、14,352㎡、畑の更新が計3筆、11,798㎡、以上より田畑合わせまして計120筆、248,164㎡です。

次に、使用貸借権の部、田が計 4 筆、13,699 m²、畑が計 3 筆、4,114 m²です。以上より田畑合わせまして計 7 筆、17,813 m²です。

今月は所有権移転が 2 件ございます。整理番号 1 番、所有権を移転する者は、三国町黒目 ○○さん、所有権の移転を受ける者は、三国町米納津 ○○さんです。申請地は三国町米納津 23 字、畑、243 m²です。

整理番号 2 番、所有権を移転する者は、三国町米納津 ○○さん、所有権の移転を受ける者は、三国町米納津 ○○さんです。申請地は三国町米納津 47 字、畑、2 筆、計 1,521 m²です。

以上、ご審議の程よろしく申し上げます。

議 長

本議案に対するご意見を伺います。
ご意見ございませんか。

議 長

なければ、お諮りします。
議案第 37 号及び議案第 38 号は原案のとおり承認してよろしいでしょうか。

委 員

<各委員> 異議なしの声

議 長

ご異議がないと認めます。
議案第 37 号「農用地利用集積計画の決定について」及び議案第 38 号「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）に対する意見審議について」は、原案のとおり承認いたしました。

次に、報告第 7 号「地目変更（畑地転換）届出の報告について」を議題といたします。事務局の報告をお願いします。

事務局

<説 明> 報告第 7 号「地目変更（畑地転換）届出の報告について」、
今月 1 件です。

届出者は、三国町西今市 ○○さん、場所は三国町西今市 14 字、田、
8,367 m²のうち 175 m²を育苗施設整備のため畑地転換するものです。

議 長

以上で、本日の議事はすべて終了いたしました。

（午後 3 時 2 5 分 議事終了）